

お茶の水女子大学学报

第 41 号

お茶の水女子大学庶務課発行

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	3
学事	5
通知	7
日誌(抄)	8
諸報	9

関係法令

【省 令】

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第23号，10月15日官報）

○旅券法施行規則（外務省令第5号，11月13日官報）

○旅券法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（外務省令第6号，11月13日官報）

【規 則】

○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院規則第4号，10月26日官報）

学 内 規 程

○お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室規程の制定

お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室規程（昭和45年10月28日評議会決定）

（設置）

第1条 お茶の水女子大学理学部にラジオアイソトープ実験室（以下「実験室」という。）をおく。（業務）

第2条 実験室は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 1 放射性同位元素による研究・教育ならびに実習。
- 2 前号のほか運営委員会で必要と認めた事項。（運営委員会）

第3条 実験室の運営および管理に関する重要な事項を審議するため、ラジオアイソトープ実験室運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

- 2 運営委員会に関する規程は別に定める。（職員）

第4条 実験室に、次の各号に掲げる職員をおく。

- | | |
|------------|-----|
| 1 室長 | 1名 |
| 2 放射線取扱主任者 | 1名 |
| 3 室員 | 若干名 |

2 室長は実験室を代表し、実験室に関する業務を総括する。

3 放射線取扱主任者は、本学放射線障害防止規程の定めるところによる業務を行なう。

- 4 室員は、実験室の業務に従事する。（職員の選任）

第5条 室長は、理学部専任教官の中から理学部教授会の議を経て、理学部長が委嘱する。

2 放射線取扱主任者は、本学放射線障害防止規程の定めるところによる。

3 室員は本学専任教官の中から、運営委員会の推せんにもとづき理学部長が委嘱する。

4 第1項および第3項の職員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

（使用規程等）

第6条 実験室使用内規は、別に定める。

- 2 実験室に関する事務は、理学部事務部で行なう。

附 則

この規程は、昭和45年10月28日から施行する。

○お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室運営委員会規程の制定

お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室運営委員会規程を次のように制定する。

お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室運営委員会規程

(昭和45年10月28日評議会決定)

(目的)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室規程第3条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学ラジオアイソトープ実験室運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 理学部長
- 2 室長
- 3 放射線取扱主任者
- 4 文教育学部から選出された講師以上の専任教官 1名
- 5 理学部から選出された講師以上の専任教官 3名
- 6 家政学部から選出された講師以上の専任教官 2名

第3条 前条第4号・5号および第6号の委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第4条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は理学部長をもってあてる。

第5条 委員会は、必要に応じ本学教職員の出席を求め意見を徴することができる。

(委員会の招集)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員の過半数以上の要求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(審議事項)

第7条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 実験室の運営管理の基本方針。
- 2 予算および決算に関すること。

3 放射線障害の予防および安全管理に関すること。

4 室員の推せんに関すること。

5 その他実験室に関する重要な事項。

(幹事)

第8条 委員会の事務を処理するため、幹事をおく。

2 幹事は、理学部事務長をもってあてる。

附則

この規程は、昭和45年10月28日から施行する。

○お茶の水女子大学受託研究取扱規則の制定

お茶の水女子大学受託研究取扱規則を次のように制定する。

お茶の水女子大学受託研究規則

(昭和45年11月25日評議会決定)

第1条 この規則は、本学における受託研究(本学において外部からの委託を受けて公務として行なう研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行なうものとする。

第2条 受託研究の受入れの条件は、次に掲げるものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないものとする。

(2) 受託研究の結果、工業所有権等(特許権、実用新案権、意匠権および商標権ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。)の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、また

権利を譲与することはできないこと。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は返還しないこと。

(4) やむを得ない事情により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合においても、

本学はその責を負わず、また、原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。

ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、

その全部または一部を返還することがあること。

(5) 委託者は、受託研究に要する経費を、当該研究の開始前に納付すること。

2 前項に定めるもののほか、学長または受託研究を行なう学部の長（以下「学長等」という。）において必要と認められる条件は別に定めることができるものとする。

3 学長等は、第一項第三号および第5号の条件については、委託者が国の機関もしくは公社、公庫、公団等政府関係機関または地方公共団体である場合には、契約担当官と協議のうえ、付さないことができる。

第3条 受託研究の受入れは、受託研究の申込者が国際機関もしくは国際的に組織された団体または外国の政府、外国の団体もしくは外国人である場合には学長が、その他の場合にあっては当該研究を行なう学長等が決定するものとする。

2 学長等は、前項の決定にあたっては、あらかじめ当該研究を担当する職員、当該職員の所属する学科主任の意見を徴するものとする。

第4条 受託研究の申込みをしようとする者があるときは、学長等あて別紙第一号様式による受託研究申込書を提出させるものとする。

2 学長等は、受託研究の受入れを決定したときは、別紙第二号様式による受託研究決定通知書を委託者に、及びその旨を契約担当官に通知するものとする。

3 契約担当官は、契約を締結したときは、学長等にその旨通知するものとする。

第5条 受託研究を担当する職員は、当該研究を中止し、またはその期間を延長する必要があるときは、ただちに学長等に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長等は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、またはその期間を延長することを決定し、その旨契約担当官に通知するものとする。その期間の延長を決定する場合において、才出予算の繰越し、または、繰越明許費にかかる翌年度にわたる債務負担の手続きを必要とするときは、当該手続きが完了したのちに行なうものとする。

第6条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、学長等にその旨報告するものとする。

2 学長等は、受託研究の結果を委託者に報告す

るときは、研究を担当する職員をして行なわせるものとする。

3 受託研究の成果を公表するときは、学長等の承認を得て研究を担当する職員が行なうものとする。

附 則

この規則は、昭和45年11月25日から施行する。

○お茶の水女子大学学長候補者選考規程の一部改正
学長候補者選考規程の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

第19条 学長の任期は、2年とし再選を妨げない。

附 則

この改正は、昭和45年11月11日から施行する。

人 事

○人事異動

◎昭和45年10月1日

金子 武美

文部事務官（会計課）に採用する

文部教育（教授理学部）亀谷 俊司

同（同）阿武喜美子

同（同）太田 次郎

評議員に併任する

併任の期間は昭和46年9月30日までとする

文部教育（教授理学部）石黒 英一

同（同）塩田三千夫

同（同）柳田 為正

評議員の併任を解除する

◎昭和45年10月7日

文部教育（教授家政学部）谷田 関次

評議員に併任する

併任の期間は昭和46年9月30日までとする

文部教育（教授家政学部）柳沢 澄子

評議員の併任を解除する

◎昭和45年10月15日

文部教官（附属小学校教諭）宮崎 淳子
 辞職を承認する

○昭和45年10月17日

清宮 和子

文部教官（附属中学校教諭）に臨時的に任用する
 任期は昭和45年11月27日までとする
 附属高等学校教諭に併任する
 併任の期間は昭和45年11月27日までとする

○昭和45年10月20日

文部事務官（庶務課）岩崎 哲昌

人事係給与主任を命ずる

文部事務官（会計課）田中 定夫

総務係予算主任を命ずる

○昭和45年11月1日

黒部 善之

文部教官（附属小学校教諭）に採用する

滝本 照子

用務員（家政学部事務見習）に採用する

文部教官（附属中学校教諭）奥水はる海
 講師文教育学部に配置換する
 附属高等学校教諭の併任を解除する

文部教官（講師理学部）石和 貞男
 同（東京大学助心理学部）伊藤 敬
 助教授理学部に昇任させる

○昭和45年11月16日

文部教官（東京大学助教授宇宙航空研究所）

清水 幹夫

助教授理学部の併任を解除する

○昭和45年11月28日

文部教官（附属中学校教諭）清宮 和子

臨時的任用を更新する

任期は昭和46年1月10日までとする

附属高等学校教諭に併任する

併任の期間は昭和46年1月10日までとする

○昭和45年12月1日

松井 とし

文部教官（助手家政学部）に採用する

鈴木 敏子

文部技官（家政学部）に採用する

○非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期又は任用 予定期間の終期	本務その他
45. 9. 1	採用	岩森 栄助	附中	講師	46. 3. 31	
45. 9. 30	辞職	小川 恵子	家・児	教務補佐員		
〃	〃	日吉佳代子	〃	〃		
45.10. 1	採用	吉田ふみ子	庶務	見習員	46. 3. 24	
〃	〃	嶋袋ワカコ	附 函	事務補佐員	〃	
〃	〃	奈良 順子	家・児	教務補佐員	46. 3. 31	
〃	〃	福田 恒子	〃	〃	〃	
45.10. 2	〃	芦本奈典子	附中	講師	45.12.15	
45.10. 5	辞職	安部 真理	附 函	事務補佐員		
45.10.12	採用	浅川 充	会計	〃	46. 3. 24	
45.10.13	〃	富岡 明子	家・被	技術補佐員	46. 3. 31	
〃	辞職	佐藤 和子	〃	教務補佐員		
45.10.16	〃	清宮 和子	附中	講師		
45.10.19	採用	大西 牧子	〃	〃	45.12.29	
〃	〃	桂木悠美子	〃	〃	〃	
45.10.31	辞職	田代 富子	理・生	教務補佐員		
〃	〃	滝本 照子	附中	見習員		
45.11. 1	併任解除	奥水はる海	文・体	講師		
〃	採用	須賀 松江	理・数	事務補佐員	46. 3. 31	
45.11.30	辞職	松井 とし	家・児	教務補佐員		
〃	〃	鈴木 敏子	家・経	〃		

○学科主任・学内委員

○昭和45年10月1日

教授 荒木 忠雄
生物学科主任を命ずる

教授 太田 次郎
生物学科主任を免ずる

教授 橋爪 夏樹
予算委員会委員を命ずる
任期は昭和46年9月30日までとする

助教授 柏原 啓一
同 吉田 章宏
同 米田 満樹
同 五十嵐 脩

学生委員会委員を命ずる
任期は昭和46年9月30日までとする

教授 柳 宗玄
同 伊関兼四郎
助教授 板倉 壽郎

学寮委員会委員を命ずる
任期は昭和46年9月30日までとする

教授 藤永 保
教務委員会委員を命ずる
任期は昭和46年3月31日までとする

助教授 森 隆夫
教務委員会委員を免ずる

教授 井本 農一
施設計画委員会委員を命ずる
任期は昭和47年9月30日までとする

○昭和45年10月7日

1. 専攻名および募集人員

専攻名	募集人員	専攻名	募集人員
哲学専攻	6	日本文学専攻	8
史学専攻 { 日本史学 東洋史学 西洋史学	8	中国文学専攻	4
		英文学専攻	8
地理学専攻	6	教育学専攻	12

教授 福場 博保

教務委員会委員を命ずる
任期は昭和46年3月31日までとする

教授 柳沢 澄子
教務委員会委員を免ずる

○昭和45年11月4日

教授 志田 麓
ヘルスセンター運営委員会委員を命ずる
任期は昭和47年3月31日までとする

教授 浅海 重夫
助教授 田中 翠
同 佐野 博敏
同 清水 碩
同 中島 利誠
同 五十嵐 脩

ラジオアイソトープ実験室運営委員会委員を命ずる
任期は昭和47年11月3日までとする

○昭和45年11月16日

教授 稲葉 栄次
数学科主任を命ずる

○名誉教授

○昭和45年9月30日
元教授理学部 岡 徹
名誉教授の称号を授与する

学 事

○昭和46年度お茶の水女子大学大学院人文科学研究科(修士課程) 学生募集要項(抄)

2. 出願期日 2月1日(月)から2月20日(土)まで

3. 選考期日・時間割 (1) 選考期日 46年2月24日(水)

(2) 筆記試験・口述試験時間割

専攻名		筆記試験科目		口述試験	備考
		外国語	専門科目		
哲学専攻		10:00~11:30 英・独・仏・中国語の中から1か国語を選択する。 ただし、中国文学専攻志望者が中国語を、英文学専攻志望者が英語を選択することはできない。	13:00~15:30 哲学、倫理学、美学美術史のうち2科目選択および英・独・仏語のうち左記外国語試験で選択しなかった1か国語	16:00~	
史学専攻	日本史学		13:00~15:00 日本史学	15:30~	
	東洋史学		東洋史学		
	西洋史学		西洋史学		
地理学専攻			13:00~15:00 地理学	15:30~	
日本文学専攻			13:00~15:00 国語学および国文学	15:30~	
中国文学専攻			13:00~15:00 中国語学および中国文学	15:30~	
英文学専攻			13:00~15:00 英語・英語学および英米文学	15:30~	
教育学専攻		13:00~16:00 教育史・教育心理学のうちいずれか1科目選択、および論文	16:30~	学士論文提出可能な者は願書と同時に提出すること	

注 イ. 上記の選択科目については出願の際届け出るものとする。

ロ. 口述試験は主として志望する専攻又は学士論文について行なう。

ハ. 教育学専攻志望者で学士論文を提出できない事情のある者はその旨申し出ること。

ニ. 教育学専攻志望者に課す専門科目の論文は、志望する専攻に応じ課題のうちから選択し、論文(2,000字程度)を作成する。

4. 合格者発表

合格した者には昭和46年2月27日(土)午後、本人に通知すると共に学内にその氏名を掲示する。

○昭和46年度お茶の水女子大学大学院理学研究科修士課程学生第2次募集要項(抄)

1. 募集人員

区分	数学専攻	物理学専攻	化学専攻	生物学専攻
人員	数名	数名	数名	数名

2. 選抜方法

学力検査(筆記試験・口述試験)調査書等を総合して決定する。

(1) 学力検査

イ) 筆記試験 3月18日(木)

区分	9:30~11:00	13:00~16:00
	外国語	専門科目
数学専攻	第1外国語 および 第2外国語	数学
物理学専攻		物理学
化学専攻		化学 ★物理学または生物学
生物学専攻		生物学

(注) 1. 外国語は英・独・仏・露のうち2か国語を選ぶこと。

2. 化学専攻の「★物理学または生物学」は一般教育(基礎教育)程度とし、そのうち1科目を選ぶこと、ただし志望区分「化A」「化F」を志望するものは第1志望第2志望をとわず「物理学」を選択すること。

ロ) 口述試験

数学、物理学、生物学専攻は

3月18日(木)16:30より

化学専攻は 3月19日(金)13:00より

3. 出願期間

3月1日(月)～3月10日(水)

4. 合格者発表

3月25日(木)の予定。

通 知

○昭和46年度科学研究費補助金公募について

必要書類等一覧表

研究の種類	学内締切	必 要 書 類	提出部数
がん特別研究 特定研究	12月7日(月)	がん特別研究・特定研究計画調書 { 甲 乙 (研究代表者または研究担当で作成) 承諾書(がん特別研究(1)・特定研究(1)の 場合は、研究代表者と異なる機関に所 属する研究分担者のみ) (研究代表者作成) がん特別研究・特定研究計画調書一覧 (研究機関代表者作成) 科学研究費補助金申請カード(マークカード)	2 1 左記括弧書き の研究者ごと に 1 2 1
一般研究		一般研究計画調書 一般研究カード 整理票 (以上研究担当で作成) 一般研究計画調書一覧 (研究機関代表者作成) 科学研究費補助金申請カード(マークカード)	3 1 3 2 1
奨励研究(A)		奨励研究(A)計画調書 奨励研究(A)カード 整理票 (以上研究担当で作成) 奨励研究(A)計画調書一覧 (研究機関代表者作成) 科学研究費補助金申請カード(マークカード)	3 1 3 2 1
総合研究(A),(B)	12月14日(月)	総合研究(A),(B)計画調書 承諾書 総合研究(A),(B)カード 整理票 (以上研究代表者作成) 総合研究(A),(B)計画調書一覧 (研究機関長作成) 科学研究費補助金申請カード(マークカード)	※3 研究者ごとに1 1 ※3 2 ※1
試験研究		試験研究計画調書 承諾書 (試験研究(1)の場合のみ) 試験研究カード 整理票 (以上研究代表者作成) 試験研究計画調書一覧 (研究機関長作成) 科学研究費補助金申請カード(マークカード)	※3 研究者ごとに 1 1 ※3 2 ※1

○総合研究(A),(B)および試験研究について、研究費を申請しようとする者で2ないし3の部門で審査を希望する者は、※欄のついたものの提出部数はそれぞれその2倍ないし3倍を提出すること。

	種 類	学内締切	必 要 書 類	提 出 部 数
研究成果 刊 行 費	学術定期 刊 行 物	12月7日(月)	学術定期刊行物刊行計画調書 出版経費見積書 整理カ一ド 最新刊の学術定期刊行物 会 則 ・ 規 約 等 (学会等の代表者作成)	1 1 1 1 1
	学術図書		学術図書刊行計画調書 出版経費見積書 整理カ一ド 原稿の見本(原稿用紙4, 5枚程度) (著作権者作成)	3 1 1 1
	二 次 刊 行 物		二次刊行物刊行計画調書 出版経費見積書 整理カ一ド 最新刊の二次刊行物または原稿の見本 (原稿用紙4, 5枚程度) 会 則 ・ 規 約 等 (二次刊行物の刊行者作成)	1 1 1 1 1

○昭和46年度文部省在外研究員の募集について

次のとおり募集します。

1. 提出期限

- (1) 長期(甲種)研究員および短期研究員については、昭和45年12月10日
- (2) 長期(乙種)研究員については、昭和46年1月末日
- (3) 長期(乙種一留学生)研究員については、昭和46年5月末日

日 誌(抄)

- 10月1日(木) 学寮委員会, 大学院家政学研究所入試
- 5日(月) 制度検討第二委員会
- 6日(火) 臨海実験所運営委員会, 学生委員会
- 7日(水) 各学部教授会
- 8日(木) 学生会館臨時運営委員会, 制度検討第二委員会, 大学院家政学研究所合格者発表, 昭和46年3月卒業・修了者に対する健康診断
- 13日(火) 学生委員会, 院生協議会
- 14日(水) 評議会
- 19日(月) 制度検討第一委員会

- 10月20日(火) 入試委員会, 学寮委員会, 一般・教務合同委員会, 教職課程委員会
- 21日(水) 各学部教授会, 研究科委員会(理)
- 22日(木) 制度検討第二委員会, 学生委員会, 学生連絡協議会
- 23日(金) 学生委員会, 学生連絡協議会
- 27日(火) 一般・教務合同委員会, 学寮協議会
- 28日(水) 評議会
- 29日(木) 学生委員会
- 30日(金) 授業料免除選考委員会
- 31日(土) 附属学校運営委員会
- 11月2日(月) 制度検討第一委員会
- 4日(水) 各学部教授会, 研究科委員会(理), 学生委員会
- 5日(木) 学生会館臨時運営委員会, 東京地区国公立大学厚生補導部課長懇談会
- 5日(木) 国立17大学理学部長会議
(国立教育会館)
- 6日(金) 体育祭, 制度検討第一委員会
- 7日(土) 学生委員会, 学生連絡協議会
- 9日(月) 館山施設計画委員会, 制度検討第一委員会
- 10日(水) 名誉教授称号授与式, 学寮委員会, 予算委員会

- 11月11日(水) 評議会, 教職課程委員会, 教育実習委員会(協力校連絡会議)
- 11日(水) } 全国図書館大会(広島大学)
- 12日(木) }
- 12日(木) ラジオアイソトープ実験室運営委員会
- 14日(土) } 徹音祭
- 15日(日) }
- 17日(火) 奨学金合同審査委員会, 東京地区人事担当課長会議, 昭和46年度日本育英会大学院予約奨学生選考会議
- 18日(水) 各学部教授会, 研究科委員会(理), 学生部長選考委員会, 科学研究費補助金説明会
- 19日(木) 学長候補者選挙管理委員会, 学生委員会, 教職課程委員会
- 20日(金) 学生委員会, 日本育英会奨学生(1年2次)および特別奨学生(2・3年)推せん者選考会議
- 24日(火) 永年勤続者表彰式, 予算委員会, 学寮協議会, 学長候補者選挙管理委員会
- 25日(水) 学生部長第一次選挙, 学生部長選考委員会, 評議会, 協議会, ラジオアイソトープ実験室運営委員会, インフルエンザ予防接種(第1回)
- 26日(木) 院生協議会, 全国国立大学事務局長会議(如水会館), 国大協總會(学士会館), 臨海実験所運営委員会
- 27日(金) 図書館運営委員会, ヘルスセンター運営委員会
- 28日(土) 学生委員会
- 29日(日) 創立記念日

諸 報

○叙 勲

本学名誉教授網 祐次氏に, 11月3日「秋の叙勲」で, 勲3等旭日中授章が授与された。

○外国出張

文教育学部助教授 森 隆夫

文部省長期(甲)在外研究員として, 東西ドイ

ツを中心とした欧州教育の比較研究のため, 西ドイツ, スウェーデン, チェコスロバキア, スイス, フランス, 連合王国, アメリカ合衆国へ出張した。

期間 昭和45年10月15日～昭和46年10月14日

文教育学部教授 井上 茂

昭和45年度対沖縄技術援助計画に基づく専門家として, 沖縄大学において法哲学の講義を行なうため出張した。

期限 10月28日～11月16日

○職員住所

[新・転任者住所]

[住所変更]

〔住居表示変更〕

○電話番号変更

○改姓